

建設委員会議録 第一一一一号

昭和二十七年四月二十二日(火曜日)

午後一時九分開議

出席委員

委員長 松本 一郎君

理事田中 角榮君 理事村瀬 宣親君

理事前田榮之助君 上林山榮吉君 高田 弥市君

淺利 三朗君 小平 久雄君

宇田 恒君 西村 英一君

増田 連也君 伊八君

野田 卍一君 伊八君

池田 峰雄君 修三君

根道 廣吉君 伊八君

廣江 操一君

鷹見第二局長 林 修三君

建設事務官 調達官管理部長

特別調達官長官

法務府事務官(特別調達官管理部長)

特别調達官長官

出席國務大臣

出席政府委員

出席國務大臣

出席政府委員

出席國務大臣

出席政府委員

出席國務大臣

出席政府委員

出席國務大臣

出席政府委員

出席國務大臣

四月十九日

委員篠田弘作君辞任につき、その補員に選任された。

四月二十一日

委員篠田弘作君辞任につき、その補員に選任された。

目次

第一章 総則(第一條・第二條)

内藤隆君が議長の指名で委員に選任された。

外十一名提出、衆法第三一号)の審査を本委員会に付託された。

小委員及び小委員長選任に関する件

小委員の補欠選任

公共工事の前拂金保証事業に関する法律案(内閣提出第一五〇号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障條約第三條に基く行政協定の

実施に伴う土地等の使用等に関する

道路法案(田中角榮君外二名提出、

衆法第二七号)

道路法施行法案(田中角榮君外二名提出、衆法第二八号)

宅地建物取引業法案(瀬戸山三男君外十一名提出、衆法第三一号)

○松本委員長 ただいまより建設委員会を開会いたします。

本日の日程に入ります前に小委員の

補欠選任についてお諮りいたします。

内藤隆君が委員を辞任され、昨二十一日再び本

委員となられたのでありまするが、内

藤君は道路に関する小委員であります

たので、これが補欠選任を行わねばな

りません。(つきましては前例によりま

してその補欠を委員長において指名す

る御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松本委員長 御異議なしと認めま

す。請願及び陳情書審査のために小委員会を設置いたしたいと存しますが、

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松本委員長 御異議なしと認めま

す。請願及び陳情書審査小委員会を設置

することに決定いたしました。

次に小委員の数及び小委員並びに小

委員長の選任についてお諮りいたしま

す。小委員の数は十三名とし、小委員

及び小委員長はこれを委員長において

指名するに御異議ございませんか。

○松本委員長 御異議なしと認めま

(登録の申請)

○松本委員長 御異議なしと認めま

す。それでは小委員には

蓬澤 寛君 宇田 恒君

内海 安吉君 小平 久雄君

瀬戸山三男君 角榮君

内藤 隆君 英一君

中島 茂喜君 増田 連也君

村瀬 宣親君 前田榮之助君

池田 峰雄君

以上十三名を指名いたします。小委員

長には内藤隆君を指名いたします。

○松本委員長 次いで本日の議題に基

き、宅地建物取引業法案(瀬戸山三男君外十一名提出、衆法第三一号を議題

としたいます。まず提案者より提案理由の説明を聽取いたします。浅利三朗

君。

宅地建物取引業法案

宅地建物取引業法

○松本委員長 この際お諮りいたしま

す。

〔登録の申請〕

○松本委員長 登録の申請

一 登録申請者が第六條第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面

三 登録申請者が第六條第二項各号の一に該当する者であるときの旨を記載し、該当しない旨を記載する書面

四 前各号に掲げるものの外、登録申請者が法人である場合においては、その役員の略歴その他の建設省令で定める事項を記載した書面

五 前各号に該当する者であるときの旨を記載する書面

六 前各号に該当する者であるときの旨を記載する書面

七 前各号に該当する者であるときの旨を記載する書面

八 前各号に該当する者であるときの旨を記載する書面

九 前各号に該当する者であるときの旨を記載する書面

十 前各号に該当する者であるときの旨を記載する書面

十一 前各号に該当する者であるときの旨を記載する書面

十二 前各号に該当する者であるときの旨を記載する書面

十三 前各号に該当する者であるときの旨を記載する書面

十四 前各号に該当する者であるときの旨を記載する書面

十五 前各号に該当する者であるときの旨を記載する書面

十六 前各号に該当する者であるときの旨を記載する書面

十七 前各号に該当する者であるときの旨を記載する書面

十八 前各号に該当する者であるときの旨を記載する書面

十九 前各号に該当する者であるときの旨を記載する書面

二十 前各号に該当する者であるときの旨を記載する書面

二十一 前各号に該当する者であるときの旨を記載する書面

査した後、その登録を拒否しなければならない。

一 破産者で復権を得ない者

二 第二十條第一項第一号又は第三項第三号から第五号までの規定により登録が取り消され、その取消の日から二年を経過しない者(法人である場合においては、取消の日において役員であつた者を含む)。

三 営業に関し成年者と同一の能効力を有しない未成年者又は禁治產者でその法定代理人が第一号又は前号に該当する者

四 法人でその役員のうちに第一号又は第二号に該当する者のあらゆるもの

五 前号に該当する者

六 前号に該当する者

七 前号に該当する者

八 前号に該当する者

九 前号に該当する者

十 前号に該当する者

十一 前号に該当する者

十二 前号に該当する者

十三 前号に該当する者

十四 前号に該当する者

十五 前号に該当する者

十六 前号に該当する者

十七 前号に該当する者

十八 前号に該当する者

十九 前号に該当する者

二十 前号に該当する者

(登録簿等の写の送付)

第七條 都道府県知事は、第五條第一項(第八條第二項において準用する場合を含む)の規定により登録を受けた者が他の都道府県の区域内に事務所を有するときは、遅滞なく、登録簿のその者に係る部分及び第四條第二項に規定する書類の写を当該他の都道府県の知事に送付しなければならない。

第八條 第五條第一項の規定による登録を受けて宅地建物取引業者を営む者(以下「宅地建物取引業者」という。)は、第四條第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、二週間以内に、その旨を主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬ。

第九條 第五條第一項の規定は、前項の規定による変更の届出があつた場合に準用する。

第十條 都道府県知事は、前項の規定により登録をまつ消した場合において、当該登録のまつ消を受けた者が他の都道府県の区域内に事務所を有していたときは、遅滞なく、その旨を当該他の都道府県の知事に通知しなければならない。

第十一條 宅地建物取引業者の各事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、その者に係る登録簿及び第四條第二項に規定する書類又はこれらの写を一般の閲覧に供しなければならない。

第十二條 第五條第一項の規定による登録を受けない者は、宅地建物取引業を営んではならない。

第十三條 宅地建物取引業者は、依頼者その他取引の関係者に対し、信義を旨とし、誠実にその業務を

四 法人が合併により解散したときは、その役員であつた者

五 法人が破産又は合併以外の事由により解散したときは、その清算人

六 前号に該当する者

七 前号に該当する者

八 前号に該当する者

九 前号に該当する者

十 前号に該当する者

十一 前号に該当する者

十二 前号に該当する者

十三 前号に該当する者

十四 前号に該当する者

十五 前号に該当する者

十六 前号に該当する者

十七 前号に該当する者

十八 前号に該当する者

十九 前号に該当する者

二十 前号に該当する者

二十一 前号に該当する者

二十二 前号に該当する者

二十三 前号に該当する者

二十四 前号に該当する者

二十五 前号に該当する者

二十六 前号に該当する者

二十七 前号に該当する者

二十八 前号に該当する者

二十九 前号に該当する者

三十 前号に該当する者

三十一 前号に該当する者

三十二 前号に該当する者

三十三 前号に該当する者

三十四 前号に該当する者

三十五 前号に該当する者

三十六 前号に該当する者

三十七 前号に該当する者

三十八 前号に該当する者

三十九 前号に該当する者

四十 前号に該当する者

行わなければならない。

(不当な履行遅延の禁止)

第十四条 宅地建物取引業者は、その業務に関してなすべき宅地若しくは建物の登記若しくは引渡又は取引に係る対価の支拂を不当に遅延する行為をしてはならない。

(契約書の送付)

第十五条 宅地建物取引業者は、その業務に関して、依頼者から委託を受けた契約書を依頼者に遅延なく、当該契約書を依頼者に送付しなければならない。

(秘密を守る義務)

第十六条 宅地建物取引業者は、正当な理由がある場合でなければ、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。宅地建物取引業を営まなくなつた後であつても、また同様とする。

(報酬)

第十七条 宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買、交換又は賃借の代理又は媒介に関して受け取ることのできる報酬の額は、都道府県知事の定めるところによる。

第二宅地建物取引業者は、前項の額をこれより受け取ることを禁じる。

第二宅地建物取引業者は、前項の額をこれより受け取ることはならない。

(業務に關する禁止事項)

第十八条 宅地建物取引業者は、その業務に關して、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは賃借の相手方又は依頼者に對し、左の各号に掲げる行為をしてはならない。

第一重要な事項について、故意に事實を告げず、又は不実のこと

を告げる行為

二 不當に高額の報酬を要求する行為

(標識の掲示)

第十九條 宅地建物取引業者は、その事務所ごとに、公衆の見易い場所に、建設省令で定める標識を掲げなければならない。

(業務の停止と登録の取消)

第二十條 都道府県知事は、宅地建物取引業者が左の各号の一に該当する場合においては、当該宅地建物取引業者の登録を取り消さなければならぬ。不正の手段によつて第五條第一項の規定による登録を受けたとき。

二 第六條第一項第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。

三 第九條の規定による届出がなくて同條各号の一に該当する事実が判明したとき。

四 都道府県知事は、宅地建物取引業者が左の各号の一に該当する場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、六箇月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその登録を取り消すことができる。

一 第六條第二項各号の一に該当するに至つたとき。

二 第八條第一項の届出を怠つたとき。

三 第十四條から第十六條まで、第十七條第二項、第十八條又は前條の規定に違反したとき。

四 県知事の処分に違反したとき。

五 その他業務に関する著しく不

当な行為をしたとき。

3 都道府県知事は、前二項の規定により、登録を取り消し、又は業務の停止を命じようとする場合においては、当該宅地建物取引業者に對し、あらかじめ、その旨を通じし、その者(法人である場合においては、その役員。以下この條において同じ)又はその代理人の出頭を求める。都道府県知事の指定する職員に聽聞させなければならぬ。但し、その者又はその代理人が正當な事由がなくて聽聞に応じないときは、聽聞を行わないで当該処分をすることができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により宅地建物取引業者の登録を取り消した場合においては、直ちに、その登録をまつ消すとともに、その旨を登録を取り消された者に通知しなければならない。

5 第十條第二項の規定は、前項の規定により登録をまつ消した場合に準用する。

第六章 罰則

第二十四条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 不正の手段によつて第五條第一項の規定による登録を受けた者

二 第十二條又は第十八條の規定に違反した者

三 第二十條第二項の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者

二 第二十五條 第十四條又は第十七條第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。

2 この法律施行の際、現に宅地建物取引業を営んでいる者は、第五

係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

(訴願)

第二十二条 この法律に規定した事項につき都道府県知事のした処分に不服のある者は、建設大臣に訴願することができる。

(適用の除外)

第二十三条 この法律は、国及び地方公共団体並びに信託会社及び信託業務を兼営する銀行には、適用しない。

第二十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第九條又は第十九條の規定に違反した者

三 第二十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十一條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第二十四條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段によつて第五條第一項の規定による登録を受けた者

二 第十二條又は第十八條の規定に違反した者

三 第二十條第二項の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者

二 第二十五條 第十四條又は第十七條第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。

2 この法律施行の際、現に宅地建物取引業を営んでいる者は、第五

れば公訴を提起することができない。

第二十七条 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第八條第一項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第九條又は第十九條の規定に違反した者

三 第二十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十一條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第二十四條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段によつて第五條第一項の規定による登録を受けた者

二 第十二條又は第十八條の規定に違反した者

三 第二十條第二項の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者

二 第二十五條 第十四條又は第十七條第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。

2 この法律施行の際、現に宅地建物取引業を営んでいる者は、第五

條第一項の規定による登録を受けないでも、その施行の日から起算して六十日を限り、宅地建物取引業者とみなす。その者がその期間内に第四條の規定により登録を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

建設省設置法の一部改正

第二十七条 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第八條第一項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第九條又は第十九條の規定に違反した者

三 第二十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十一條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第二十四條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段によつて第五條第一項の規定による登録を受けた者

二 第十二條又は第十八條の規定に違反した者

三 第二十條第二項の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者

二 第二十五條 第十四條又は第十七條第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。

2 この法律施行の際、現に宅地建物取引業を営んでいる者は、第五

さなければ、なるべく占用料はとらない方がいいんじやないか。たとえば、道路の上に橋がかかるつたというようなものも、その占用の概念のうちには入つても、しかしそういうものはとるべきじやない、現に道路に支障を興しておるようなものに占用料の適用をしてもらいたいという話に対しまして、提案者もそういうような趣旨にお答えいただきましたから私は了承いたします。

それからこの法案で、従来の法律とは最もかわったところでは、道路の種別について、二級国道というものを入れたわけであります。また現在の一級国道を擴充したいからと、いう一つの要求がありますが、一級国道を擴充いたしましても、なかなか財政が続きそうにないから、その府県道と二級国道との間の中間的なものを二級国道にした、こういうふうに大体考えられるのであります。が、一級国道は、現在の状態では約八千キロですか九千キロですか、そのくらいあるかと思いますが、二級国道を入れ、この道路の種別を変更したということによつて、一級国道の現在のキロ数をどういうふうに擴充して行くのか、二級国道の方に一部分移すのか、あるいはまた二級国道はこの法律によつてやれば全国どのくらいなキロ数になるのか、これは政府の方でもいいですが、一級国道から二級国道に移すものがあるのか、あるいは二級国道はそうではなくに、府県道から二級国道にしようとするのであるか、その辺のことと私は聞きたいのであります。

正のうちの最も重要な問題の一つになつておるわけでありまして、この法律立案の趣旨が、わが国の道路整備ということにありますので、現在の国道から二級国道に転落をせしむるというのが本立法の趣旨ではあります。ただ現在国道として指定されておりますのは、御承知のように旧憲法下において旧憲法の思想によつて現行道路法の建前から指定せられたものであります。現在国道の総延長は九千三百キロ余りあるのですけれども、これが全部無条件に新法による国道は一級国道とされる、こう考えてさしつかえがないと考えるわけであります。二級国道に対しましては、現在府県道の中で特に重要府県道から八千キロないし九千キロの二級国道を指定いたしたいという考え方を持つておるわけであります。結論的に申し上げますと、「一、二級合せますと、現在の国道の約八〇%ないし一〇〇%の全長におきまして指定せられる部分があふる、こう考えるわけであります。

ある、國の營造物であるという觀念であつたのであります。新しい憲法の建前から、しかも管理の制度を確立いたすためにも、一、二級国道は國の營造物である、それから府県道は都道府県の營造物である、こういうふうにはつきりいたしましたので、今までは国道に對しましての管理者は府県知事であります。たゞ、これは、府県知事、市町村長は國の一つの出先機關である、いわゆる旧憲法下における思想そのもので建設大臣の代行を行つといふよう立場から管理者が選任せられておつたのであります。國道に對しましては都道府県知事がこれを管理する、しかし都道府県道に對しましては都道府県がこれを管理する、こういうふうにつきりその責任を明確に区分いたしたわけであります。

當工事をやり、自分が好まないときは府県に押しつける、こういうような傾向がある。ように見受けられるのですが、その辺は一級国道の新設改築の原則はどちらでやるのか。

○田中(角)委員 これは現行法では旧憲法時代の思想を非常にはつきり現わしておりますて、府県知事がこれを行なう。しかも国道に対しましては特に必要と認める場合においては建設大臣がこれを取上げて直轄工事で行なうことができる、こういう身がつてな法律規定でありましたので、今度はそうではなくて、国が工事を行うということに、国の責任をはつきりとしたわけあります。但し、この問題に対して府県知事が行ないたい場合は行わしめる、こういふように現行法と新法とでは非常に進歩を現わしているわけであります。

○西村(英)委員 その他の條項につきましても非常に質問の事項が多いのであります。他の委員の質問もありましようから私はこの程度でとどめます。最後に、これは運輸省との合同審査のときに私は言つた方がいいかと思われるのであります。が、この際ちよつと触れておきたいのは、道路行政の問題であります。道路行政とその道路を使うところの自動車行政との関連の問題であります。運輸省が道路行政をおきましては、運輸省が道路行政をやつているために道路もやはり運輸省で一貫行政をやることがいいのだといふことを常に言われる。そのときの政府の答弁等は、これは非常にはつきりした答弁もありませんが、一元的にやつた方がいいんだ。こういうふうにまあ申しているわけであります。が、提案者の田中さんは、現在道路行政は建設省

がやつており、その道路を使うところの自動車行政は運輸省がやつていると申しますか、そういうことについてはどういうふうにお考になるか。参考のために聞いておきたいと思うのであります。

○田中(角)委員 私は道路行政に対しては現在の日本の国情及び行政制度の面から見まして、道路の建設維持改修補修等は建設省でこれを分担する現行の通りでよろしい。なお道路行政の面は運輸省が所管をしておりますが、現在の状態では現状通りでいい、こう考えております。運輸委員会及び運輸省当局が主張いたしますように、建設省の道路局を当然道路行政一元化の建前から運輸省もしくは交通省の名において統合することが賢い、こういふ論がありますが、私はこの意見に対しては反対であります。なぜならばこの意見を認めるということになりますと、現在の建設省は不要のものになるのであります。これはわれく委員会が考えております通り、水道行政は公衆衛生の面から見まして厚生省にあるべきである、林道關係は林野の開拓のために設けられる道路であるから道路法の適用を受けずして農林省に所属すべきであるというがごときことは建設行政を分断するものでありまして、行政機構の改革及び行政の簡素化、建設行政の一元化に逆行するものであつて、私たちには当然これを採用しがたいという觀点に立つていいわけであります。現在の事情においては建設部門は建設省に置いてしかり、道路の一體行政はいろいろの隘路もありますが、現在の状態におひは運輸省がこつま

○西村(英)委員 もう一つ最後に最も重大なことを。申しますのは、道路法はこの法律によつて整備されましょうが、道路の整備は別であります。申しますのは、終戦後のわが国の変革として最も変革したものは自動車交通であらうと思いますが、しかも現在四十数万の自動車があり、なおそれがおそらく四、五年のうちに百万からの自動車にならうとしているときに、道路の整備ということは最も必要なことだらうと思うのであります。この道路を整備するところの財源の問題であります。国家財政をこれに向ければ一番いいわけなんでしょうけれども、それにも限度がある。また地方財政は非常に困窮いたしている。占用料その他軌道からとるところの維持費等についても微々たるもので、どういいて今後の自動車行政にマッチするような自動車道路というものはなかなかできないと私は思うのであります。財政面について別個の考え方をしないといふことは非常にちんばになると思うであります。本年度有料道路をつくつて特別会計から道路を整備しようといふことはいろいろな問題がありましょうけれども、これも一つの方法であろうと私は非常に喜んでいるのであります。が、その他この自動車交通にマッチする今後の、なお今回自動車法を整備した目的に沿うように道路を整備するための財源の問題をどういうふうにお考えになるか。これは非常な違つた観点からこの財政を考えないといけないと思うのであります。参考のために提案者からお聞きいたしておきたいと思ひます。

○田中(角)委員 道路法が整備されても道路は整備されない、まさにその通りであります。しかわれ／＼の究極の目的は道路の整備を行いたい——現行道路法においては道路の整備がしがたいという觀点から、新しい道路法に切りかえたい——とのことで本道路法案を提案したわけであります。本道路法案の目的とするところは、先ほど申し上げました通り管理が徹底であつたうえ、道路を整備するのに支障のあるいろいろなことを改正いたしたいといふために出したわけであります。これも道路整備の一つの段階であると考えております。ただこの法律ができるまで、道路自体を整備することはありません／＼ほど遠いのであります。われ／＼が二十七年度予算編成の当初にあたりまして、少くとも三箇年ないし五箇年計画で日本の道路を整備するためには、二百五十億ないし三百億ぐらいの予算を要求しておつたのであります。ところがわざか百億にも満たない道路予算が確定したのであります。これは乏しい、また限られた、過渡的な二十七年度の予算編成にあたってはやむを得ないと考えておるのであります。ですが、財源問題としてはわれ／＼が過去から叫んでおりましたガソリン税を目的税として使用することも、一つの案として考えられておるわけであります。ただその前に本法に規定するところは、六十二條におきまして今まで一定の基準もなく各府県が適当に幾度元をし、道路利用者にすぐ復収しておきました負担金制度に対しましては、一定の率をきめて、新築、改築等の場合この徴収した金をすぐ道政に還元をし、道路利用者にすぐ復収せしめたい——ということを目的として

十二條を制定しておるわけでありま
す。なお本法の立案の最初におきま
では、六十三條に少しきつ過ぎるほど
の特別負担金制度を設けておつたわけ
であります。が、現在の実情をぐわな
されるとは思つておりません。ただカ
いというのでいる。修正をし、現在
のような條文になつたのであります
が、私はこの程度のもので道路が整備
を考えておるのであります。が、現行税
法の建前からいいますと、ガソリン税
を目的税に使用することがはたして可
能かどうかという問題は、多少法律的
な疑義があると考えるわけでありま
す。アメリカ等におきましては、州に
おいて各自ガソリンの目的税を徴収し
ておりますが、これは財源が非常に
豊富にある国において各州々々適当に
やつておるのであります。ただ道路
を整備しなければならないというため
にガソリン税を目的税に切りかえてや
る場合は、日本の現在の税法上の建前
からいりますと、あらゆるもののがみん
な目的税に切りかえられるおそれがあ
る。そうすると社会保障的な性質の財
源がほとんど得られなくなるというよ
うなことが考えられますので、現在の
ところではガソリン税を目的税に変更
することに対しても、もう少し慎重に
考慮を拂わなければならない。しかし
ただガソリン税を目的税にせしめるだ
けでなく、要は二十七年度、二十八年
度、これからづつとわれくの手で審
議をしなければならない予算を組む場
合には、道路の整備に向けられる額
は、少くともガソリン税として徴収さ
れる年年度予算の税の総額よりも下ま

い予算要求をしなければならない、こうしてはならぬらしいと、それで、どうぞお手に取らせて貰う。それで、どうぞお手に取らせて貰う。いろいろうように考えておるわけであります。二十七年度は百億にも満たない非有料道路の整備を考えられたのであります。これが一端を補う意味におきまして、政府は過日本委員会を通りました。常にわざかな道路予算でござりますが、これが一端を補う意味におきまして、政府は過日本委員会を通りました。有料道路の整備を考えられたのであります。われへん委員会も古くから考えておつたのであります。あの問題が憲法上のいろいろの問題を起しつつも出されたことは、いかなることをしても道路を整備しなければならないといふ考え方の現われであったと思つております。

われ／＼が本法案を提案したのは、日本道路網の整備という大きな目的に沿つて立案しておるのであります。私たちも俗に吉田道路といわれたり、いろいろなことをいわれておる彈丸道路を本法案や何かによつて実現せしめたいということを考えておるのでないであります。もう少しはつきり申しますと、私はあの彈丸道路を整備しなければならないということを一面にいのであります。もう少しつきり申しますと、吉田道路を整備せしめたいということを考えておるのでないであります。もう少しはつきり申しますと、私はあの彈丸道路を整備しなければならないといふことを一面にいのであります。もう少しはつきり申しますと、私はあの彈丸道路を整備せしめたいといふことを考えておるのであります。吉田道路を整備せしめたいといふことを考えておるのであります。

としては答弁できないわけではありませんが、彌丸道路と俗にいわれておるあの線は、現在の国道としては日本では最重要な路線の一つであります。その意味におきまして、本法律案が通過をいたす。あつかつきには、もちろん一級国道に編入せられると予想をいたしております。

案者もその可否を論ずるところにまで至つてないといつたような、はまだ至つてないといつたような、こういう莫大な経費を要するところの国道になりますと、その経費の分担が、この法律によりますと、やはり都道府県、あるいは町村、あるいは受益者、こういつたようなものがそれ、この経費を負担しなければならないといふようになるのであります。たとえば山梨とか長野とか岐阜とかでは、こういう彈丸道路なんというものは通してもらいたくないと思つていても、そういう道路が建設大臣の認定によつてつくられて行きますと、この費用の分担をしなければならなくなつて来る。こういつた点は非常に矛盾であります。これをこの法律において、何とかそういうことではないよう、地元民が犠牲をこうむらんとするようだ、うな、そういう考えはなかつたかどうか、か、現在はどうであるか。

めに、当然指定せられるであろう一級国道と肩を並べて、俗に言われる東京・神戸間の道路も、一級国道に編入せられるでありますようが、これを優先的に行ななどということは、これは政府は考えておるかもわかりませんが、立派者としての私は、全然そういうことを考えておりません。しかも先ほど申し上げました通り、私は彈丸道路に対して一つの私見を持つておるのでありますて、そのような莫大な経費が、現在の日本の財政事情のもとにおいて、簡単に捻出できないであろうから、いう現実的な考え方、もう一つは、そのようなものが現実的に実施に移される場合には、もう少し全国の道路整備の面から再検討を必要とするのではないかという意見を持つておりますので、私は本法律案が通ることによつて、彈丸道路が促進されるであらうと、いうようなことは、もう全然考えておりません。

ということになつて、これを結ぶ道路が政令で一級国道として指定されるというようになるのではあるまいか、こういうふうに考えられるので、当然この政令で指定するにいたしましても、その限界をこの法律の中できめておく必要があるのではないか、こういうふうに考えられるのであります。が、この点いかがでありますよろしく。

を建設大臣が指定するとは思いませんが、われ／＼はなおそれでも間違いがあるということをおもんぱかつて政令に譲つたわけあります。もちろん建設大臣の一人の考えだけで行わしめるといふふうにしたのであります。これは現行憲法から飛躍的に進歩したものである。こう考えるのであります。現行法によつて旧憲法の思想そのまままで指定せられて來た国道を、「施工費算にして、新しい觀点に立つた日本経済再建」という立場から、一、二級国道の指定をして行きたい。しかしそれに対しては、政令によつて、一、二級国道の指定の審議をする場合に、道路審議会をつくりまして、二十人以内の審議委員によつて十分調査を行つた後、これが指定に對しては万遺憾なこときを期したい、こういう考え方でありますので、立案者の意図をくまれんことを希望するわけであります。

○池田(翠)委員 どうしても机上の論議になりますので、後日また政府の出席を求めて、問題を具体的に、どこどこを結ぶ道路が一番重要な道路なのかという点について、論議してみたいたいと思つております。

次に道路の構造の基準、三十條であります。戦後連合軍が日本に進駐して来てからといふものは、日本の在来の橋梁あるいはその他の道路、こういったものが、重量運搬物が頻繁に通るのと、狭くなつたり、あるいは被覆されたり、非常な変更を余儀なくされておるような実情があるのであります。が、そいつた点を考えて、現在の道路の構造上の基準といふものは、これ

は戦前の道路の基準と現在の基準とは、非常に変化を示しておるのではないか。この点は提案者も認められると思うのであります。しかしそのための費用を要するようになつて、道路の整備が遅れるような結果になつておるのではなかろうか、こういうふうに考えられると思いますが、これはいかがでありますか。

八

のような状態になりましたので、自転車等の道路基準ではどうにもならないので、二十年ないし三十年後の新しい日本の経済文化の向上という一つの目標に沿つて道路が整備せられますので、道路基準はおのずからかわつて行くだらう、こう考えるわけでありまます。なお駐留軍が駐留のために必要な

といふのがありまして、あなた方が細かい反対になつた講和関係費の中から、駐留軍が必要な道路の費用は当然支出をせられる。こう考えております。

りではないと思ひますが、たゞ私は來アメリカ軍が通過するため等によりて橋梁が損傷したりするような場合にいろいろな折衝があるのであります。まだ行政協定が締結せられて網約第二項でありますか、いわゆる駐軍の地位に関する協定ができる場合

都道府県にまかせる、そのかわり費用も三分の一出せ、こういうことになりますと、国道という概念から言いますと、そうしてこの法律が一歩前進しないためだという觀念から申しますと、むしろ都道府県の負担をなくして、国道は一級国道も二級国道も国費でもつて全額負担するというものが正しいのではある

然であろうと思ひますし、国道だから国がやれということを裏から見ますと、府県道であつたならば府県がやれ、町村道だつたら町村がやれ、こういうことになりますと、町村道や府県道は、財力を持たざるものは、ほとんど道路の整備が行えないという状態になりますので、国道に対しても、一定

○荒田(新)規制 駐留軍の道路といふ
ようなものに対しましては、この法律
では、どの項でそういう規定が設けら
れておりましようか。
○田中(角)委員 駐留軍に關係する法
律ではありませんので、國內の一般法
規でありますて、全然規定がありませ
ん。

るいはアメリカの方から特別な支出はないかつたのではなかろうか。従つて今後もやはり東海道とか甲州街道とかいうような一級国道あるいは二級国道等に指定されるであろう国道、これを半軍がかつて気ままに通過するであろうことは、当然想像されるところ

なことはしないだろと思うのであります。この問題はあとで政府の方
から聞きたいたいと思います。

によつて益すところは、建設大臣が料に必要と認める場合、いわゆる地元負担ではやり得ないといふ長大橋なり、及び特殊の構造物をつくらなければならないという場合に、四分の三まで上げ得たというプラス面だけを、ひとつ御承知になつていただきたいと思うのであります。

○池田(暉)委員 そりいたしますと、駐留軍の通過し利用するため莫大な経費を新たに必要とするというようならそういう道路に対しまして、どこからそういう費用が出ることになつておりますか。

○田中(角)委員 これも私の答弁外だと思います。私は国務大臣ではありますんで答弁外だと思いますが、これで賢明な池田君が反対をせられた予算をよく見られればおわかりになる通り、二十七年度の予算には講和関係費

であります。しかししながらこの金まだ安全保険諸費、あるいは防衛分担金の中から出るかどうか。あるいは防衛分担金、安全保障諸費から出すとして、も、日本の金なのでありますが、道政費ではないことは事実であります。そしたらどうか。じつは、いろいろから出るのかどうか。じつは、いう点であります。これはこの法律外だといたましても、提案者にちょっとお聞きしておきたいと思います。

ぬ、こういうことになつておりますが、この点は国道という概念からいへば國が全額を負担するのが正しいのはなかろうか、最初全額負担してだん／＼分担金を拂わすようになつておるようであります、とにかく都府県は負担しなければならない。そから市町村が利益をする場合には市村も分担する、こういうような法律になつておるようであります。維持費を都道府県にまかせるということはるほど民主的だといえ言えないことはないと思うのであります、管理

ければ間違いありません。現行法でもおやりになるものでしたら二分の一、三分の二でもつておやりになるのを、四分の三まで出し得る、こういふのでありますから、現行法よりも退歩ではなく進歩であることは間違いありません。と同時に原則論からいへば、國の道路だから國がやれ、こわいが國がやれ、ともかまわぬ、こういうのであります。が、國道であつてもその府県を縦貫する國道はどうしてもその府県が利用度が多いわけであります。だから利用度が原則的に負担をするということは、

○松本委員長 それでは道路法律に付する質疑はこの程度にとどめまして、次会に継続して審議をすることにいたします。

及び特別の構造物を「くらなければならぬ」という場合に、四分の三まで上らないといふ場合に、得たといふプラス面だけを、ひとつ御承知になつていただきたいと思うのであります。

○松本委員長 それでは道路法案に対する質疑はこの程度にとどめまして、次会に継続して審議をすることにいたします。

○松本委員長 それでは道路法律に付する質疑はこの程度にとどめまして、次会に継続して審議をすることにいたします。

...and the last time I saw him he was wearing a tattered shirt and a pair of torn jeans.

簡単に御質問いたしました。本法律案の趣旨は、公共工事に関して前拂金の道を開き、積極的に建設工事の適正な施行に寄與させるために、公共工事の前拂金に対する保証事業を営む会社の制度を確立するというのであります。同様に、金融難のため工事の適正な遂行が阻害されている現状にかんがみまして、その趣旨には賛成するものであります。度を確立するといふのであります。が、まずお伺いしたいことは、本法律案立案にあたつて、その前提となりましたところの予算決算及び会計令臨時特例は、どのように改正することになつておりますか。さらにそれは闇議において了承されたものでありますか。お伺いいたします。

○濱江政府委員 お答え申し上げます。御承知のように前拂金の制度は、

法規的には、先般も御説明申し上げた

規定によつて運用されております

し、それから地方公共団体の前拂金に

関連いたしておりますので、この法律案が幸いにいたしまして、可決制定と

規定において開設等においても、了

承せられたと了解いたしておる次第でござります。

○高田(駿)委員 次に第三條について

登録を受けなければならないことになつておりますが、前拂金保証事業会社は

登録を受けなければならぬことになりますが、この事業の公共性につてお

あるのではないかと考えますが、ど

うのであります。

○濱江政府委員 この保証事業会社を

一応登録制にいたしまして、その上に

立つて事業内容についての監督を別途

行うという建前になつておるわけでございますが、この登録制を採用いたし

ました点につきましては、もちろん免

許制にすべきであるか、この法律の登

録制をとるべきであるかといふ点がか

なり問題になつたわけでございます

が、しかしながら免許制をとりますこ

とは、一面憲法上に規定してございま

す営業自由の原則から申しますと、相

当の問題となるおそれがございます。

登録制につきましては、他の立法例等

を参考いたしますと、証券取引法、あ

るいは証券投資信託法、公認会計士法

というような他の立法例もござります

ので、むしろこの方法をとることがよ

りいい方法ではないかといふように考

えまして、登録制を採用することにい

たしたのでござります。

それからもう一点の保証限度の問題

でございますが、保証限度は、これも

この保証事業会社の信用保持といふ点

から割出されて来るわけでありま

すと、やはりこの場合にこうした保証

事業を成り立たして行くためには、こ

の保証すべき債務額と保証会社の保有

する、保証会社の場合等を参考いたしま

すと、やはりこの場合にこうした保証

<

期間にして最大五箇月という一応の保証料の金額が出て参るのでございま

保証基金は御承知のように、保証事業会社の信用という形で、一応実はこれを信用を附加するために予定いたしました制度でございますが、これもおおむね今保証料率と同額のものを、各契約の対象になります請負業者から支拂われることによつて、先ほど申し上げました保証限度の二十倍という線が大体確保せられる結果になるのでございまます。従いまして建設業者としては、この保証を受けることによってどれだけの負担をするかと申しますと、保証債務額の保証金額に対する日歩一錢と、それからそれと同額の保証基金、すなわち通じまして日歩二錢の負担をする結果になるのでございます。

○高田(跡)委員 以上で質問を終りますが、この保証事業会社の事業運営にあたつては、中小企業者の利便を阻害することのないよう、十分監督をなし、公共工事の円滑なる施工をなすようになります。と申しますのは、この法律案の所期する目的も、公共事業の円滑なる遂行にある、こう思うのです。が、公共事業を円滑に遂行するには、これらの前渡金問題以外に、幾多の要

業会社の自己資本、さらにプラスされるべき基金という形で、一応実はこれをど申し上げましたように、保証限度、つまり保証債務と、それに対します事

素があると私は思うのであります。その中で私は第一番に、金もかからず、政府の心がけだけでもつて公共事業の円滑なる遂行をし得る道いたしまして、現在の公共事業の予算の執行方にについて、幾多の欠点があるのでないか、この問題が私は公共事業の遂行上一番大きいのじやないかと思う。それは国家予算が国会を通してきまつて、それが地方に配付され、現地でもうつて請負工事になるまでには、相当な事務的な手續を要しますためでもありますようが、相当長期にわたつて、現場になか／＼到達しない。現場の工事になるまでには非常に日にちがかかる。ことにまた現在では地方負担金、地元負担金、そういうようなもののが全部出そろわないと、なか／＼工事にならないというようなこともありますして、実際一年は十二箇月でありますけれども、工事をやる期間といたしましては、きわめて短かい期間において工事を上げなければならない。直轄工事でなくて地方工事になるとその弊ははなはだしいのあります。私が地方で聞きましたところでは、二十六年度の地方の公共事業につきましては、地方起債が遅れたのか、あるいは地元負担金が遅れたのか知りませんが、わずかの期間を消化しなければならぬ、官庁の年次度末工事ということがよく言われますのが、これはそういうところから起つた極端なこと今までやつて、その年度の予算を消化しなければならぬ、官庁の年次度末工事といふことがよく言われますのでしようが、最近の実情はその弊害があるのであります。その期間でやらなければもう予算はやらないというようにならざれども、最近の実情はその弊害が非常に顯著になつておるのであります。

して、この点が公共事業の円滑なる遂行に非常に支障になつておると思ふのであります。私はそういうことを大臣は公共事業を遂行する上においては、この法律を出したくらいたりますからおそらく御関心を持つておられると思う。それで前金拂いをやらなければならぬ、しかしてこういうような保証会社も考えなければならぬといふことは、工事が集中されるからであります。工事が集中されると請負者は金に苦しむのであります。同じ一億の額負をやる場合にも、十二箇月で請負をやらなければならぬのとは、自分の負担能力というものが非常に違うのであります。それでその点につきましては、私は大臣といえども名案がないと思います。申いますが、これは行政をやるところの中央官庁の心がけ一つで、金も何もいらずにできることであらうと私は思ひます。ですが、大臣がせつからく公共事業の円滑なる遂行に御関心がありますから、この点についてこの際お聞きしておきたいのであります。

おいて執行できると、いろいろなことに相なつて、これは前年度に比べますとの大きな進歩であろうと存じます。それからまた時期的に申しまして、三月の月に入りましたならばすぐに必要な金が出せるようになつたので、この配付の問題であります。今年は三月の半ばから準備をいたしました。四月になりましたら早々予算の地方に対する配付ができるように、特に繰り上げて処置をいたしております。こうすることをいたしまして、でき得る限り、ただいまのお話のような御趣旨に沿たい、こういうふうに努めておる次第であります。

○西村(英)委員 この点は私の感想申し上げましたので、今数字を持ち出せんが、特に二十六年度の公共事業行わる方につきまして私はいろいろとくのですが、大臣もひとつ二十六年の事業がどういうふうに行われておかよく調べになつていただきたいと申します。

それからもう一つ、これは工事の実行上必要なことがあります。請負建設業者の質を向上せしめる目的で、建設業法という法律ができるのであります。が、地方をまわつて見ますに、建設業法ができてどれだけ建設者の質が向上されたか、私が聞く範囲におきましては、むしろ建設業法がきたために請負工事がやりにくくなつたという声を聞くことが多いのであります。もちろん私は建設業法がでて、全然効果がなかつたということ申しませんが、せつかく請負業者の業者をふやすのみである。請負業者

おやしますれば、やはり工事の配分についていろいろなことが行われまして、それが積り積つて公共事業の満足な遂行にならぬのであります。本省で建設業者の質的向上をはかる目的をもつて施行したこの建設業法が、どういふうに建設業者の質を向上せしめておるか、私が地方で聞きます評判では、向上せしめていないのみならず、建設事業の円滑なる遂行に、かえつてこんな法律ができるない方がよかつたのだという声を聞くのであります。これは一部分の声かもしませんが、それらの点についてどういう御思想を持つておられますか伺いたいと思ひます。

○野田国務大臣 一応管理局長から答弁いたしまして、それから私御答弁いたします。

○瀧江政府委員 この建設業法の施行状況につきましては、その年次々々の一年間の建設業法の運営ということを私ども十全的に調べておりますのでございますが、御承知のように建築業法では一応登録という制度をとっております。これによりまして大臣登録あるいは知事登録といふ形において各業者の登録をしております。登録制度の主たるねらいは、業者の信用をその他をインフォーメーションして、発注者との関係を円滑にするというのがねらいでございます。そこでこれによりましてできるだけ業者の信用状況を的確に把握せしめる仕組みによつて業者の選定を誤らない、こういう建前に一応いたしておるのであります。もう一つ法律の運用として今まで私どもがやつておりましたのは、これは府県に

おきましても、あるいは中央におきましては、業者と発注者との間の契約上の紛争の調停といふことを実はいたしております。これは相手業者にもまた発注者側においても喜ばれております。この紛争の調停によりまして当事者間のめんどくさい問題がかなり解決されておるというふうなことがあります。それからなおこれもお聞及びかと思いますが、現在入札の合理化対策というものを実は実施いたしております。これは業者間の不当なダントンピングあるいは不公正な競争ができるだけ避けれる意味におきまして、業者の能力を客観的な基準によつてはじき出しまして、能力の上においてある程度匹敵し得るものとの自由な競争によつて入札を行ひ、こういうことによつて不当なダントンピングあるいは不当な競争を避けまして、堅実な運営をはかりたい。かよくな試みをいたして実行に移つたあるのであります。そこで今までのこの業法から実は一つの中央建設業審議会ないしは地方にそれべく地方建設業審議会といふ審議会が設置されておりますが、ここに御提案いたしております信用保証会社制度も、実はこの中央建設業審議会等において確んに論議されました金融対策の一環でございまして、実は現在の建設業法自体では、かなりそういう業者の助長方面的の仕組みが乏しいのでございまして、そいつたような観点におきまして、この新しい信用保証会社制度の法律が建設業審議会等において論議され、ここに御提案でござる運びになつたのであります。が、そういうふうな意味合いにおきまして御趣旨の点はごもつともな点がござい

ますので、できるだけそういう助長行
政的な方向に運営せられるようを持つ
て行きたい、かように考えておるので
ございます。

ことにもなるわけがありますが、金だけもらつたらいといふことなんですね。が、あの工事はどうするか、あの工事はやはり公共事業としてやらなければならぬことなのでありますて、それを他の業者にやらせると、いうこと

よなことにもなるわけであります
が、その三点、完全保証の問題と、内
面指導の問題、それからどこにそういう
う保証会社の必要ありや、こういう点
につきましてお尋ねしたいのであります
す。

どうしますが、実は私も聞いておりますところではこの法案の立案の過程におきましては、もちろん業界方面の意向を打診いたしております。打診しております過程におきまして、業界方面におきましても、この法案の趣旨

いうことはなか／＼言えないと思いま
すが、私はそれで現在の状態の大臣登
録、府県登録といふよ／＼な、業者の参考
資料も出していただいて、また行政処
分も、これは私はなか／＼できがたい
と思うのですが、実際数箇年やつても
私どもそういうことが行われようと
考へておらないのであります、それ
らの点につきましてもどういふような
行政処分が行われるかといふよ／＼なこ
とも、後ほど参考資料として出してい
ただきたいと思うのですが、要は私は
建設業法によつて質問向上をはからう
としたことが一部分は目的を達したか
もしれませんけれども、公共事業を円
満にまかしておくだけの業者の質的向
上は、私は期待することはできない、
そういう点につきましてひとつ大臣も
御関心を持つていただきて、よくお調
べにならんことを私は希望するもので
あります。

は、これはまたなか／＼余分な経費もかかるし、またあまり好ましくないと思うのですが、同じ保証をするならば前拂金を保証するとともに、工事それ自身も全部保証会社にやらせる。保証会社がいかなる方法をとつてもいい。保証会社にやらせる。つまり完全保証にどうしてしなかつただらうか、こう私は思うのであります。

ついでにもう一つ私は続けてお尋ねしたいのは、これは銀行等もやれる、その他大臣の指定されたところもやれるということになつておりますから、三千万円の資本金をもつてやろうと思えばかつてにできる事業であります。が、おそらくこれは内面指導があろうと思うが、どういうふうに内面指導をされておるか、あるいは全然内面指導をしていないで、かつてにこうしょような資本金で会社をつくつてやるものか、許そうとしているのか、もう一つの点はこの保証事業会社といふものは大きい工事をやる場合に必要なのか、あるいは地方の小さな工事をやる場合にそういうことが必要なのか、つまり前拂金はどういうよな方面に出さなければならぬか、こういうことであります。そういうことになれば、これは府県ごとくといふことになれば、これは府県ごとに保証会社といふものがいるという

○瀧江政府委員 まずお尋ねの第一点
の完全保証の問題でございますが、実は
はこの前の国会におきまして保険業法改
正の改正がございまして、請負保険制度
というものが実は開かれたのであります。
す。これは請負保険と申しましても内
容はいろいろにわかれております。そ
の一つに履行保証保険制度という制度
が実は開かれておりまして、現に保険
会社の中の数社がこの制度を採用いた
しまして、すでに保険約款等をつくり
まして、業界と契約をし得る直前の段
階に来ておるのでございます。この履
行保証保険制度は、ただいま西村委員
の御指摘になりました完全保証の制度
であります。業者が工事の途中にお
きまして工事放棄、契約の解除とい
う仕組みになつておるのであります
。そこでこの法律といたしましては
現在保険業法を行われ、しかも保険会社
がすでに実行の段階になつております
。その仕組みは今の請負保険による履行保
証保険がこれを十分カバーする。こう
いう建前になつておるので御了承願い
たいと思うのでござります。
それから第二点の内面指導の問題で

待つて会社を設立する企画もいろいろ考えられてあるよう承知いたしておるのでございますが、それによりますと、おおむね全国に二社の保証事業者者の対象といたしましては、これはもちろん中企業者も対象といたしておるのでござりますから、従いましてそのために全国的な業者の信用調査を東京とか大阪の一箇所の営業所を持つ機関が、それだけ完全な調査ができるはずはございません。それゆえ本社はかりに東京ないし大阪にあつた場合におきましても、その信用調査をいたすこととも関連いたしますし、それから業界等の便宜、利便ということも考えつつ、各府県にそれの機関といたしまして、あるいは出張所あるいは営業所といつたような仕組みが設立されるのではないかというふうに考へておるのでございます。

〇西村(英)委員　私なこまか一点につき
この保証事業会社といふものが生れる
ことによりまして、前金拂い制はこれ
は先ほど申し上げましたように、五十
万円以上の工事であれば、かかる場合には
といえども、國、公共団体としては出し
得る仕組みが考えられます。が、その場合
において保証すべき対象は、これは
この事業会社の運営、信用がくずれな
い限りにおいてはできるだけ広く活用さ
るべきものであると私は考えていま
るのであります。そういうふたよな意味
におきまして、中小工事の場合とい
えどもこの信用を保証するという運営を
にもしろんだん／＼進んで行くようにな
つてほしいというふうに考へておられるの
でござります。

は商法上の株式会社に当る、これはもしそういう性格であるとするならば、

○謹江政府委員 この法律の上における定義といたしまして保証事業会社のなれど、保証事業株式会社と明記しないのか。この点を伺つておきたい。

というふうに規定いたしております。
もちろんこれはこの法律用語としての
保証事業会社といふ字句を使つてゐる

のでありますて、登録の要件をごらん願いしますれば、第六條に規定してあり

ますように、資本の額が三千万円以上の株式会社でない場合には登録の拒否

をされるということになりますので、保証事業会社は当然株式会社であるということが言えるわけであります。

す。

は保証事業会社と
い、一方にはその
会社の成立の要件として株式会社であ

るというようなことを書いているところを見て私も質問したのであります
が、二三は保正事業株式会社と詮う二

が、これに併記する美林式会社と書いて、これは法律用語として何か不便であつたのか。それとも何も意味はないのか。

もし意味がないとするならば、はつきりと保証事業株式会社と言つた方が法

人格としてのあいまいさを明瞭にする
ものだ。こういうふうに考えるのである
りますが、これに対して何かこうしな
ければならなかつたという積極的な根
拠があるのかどうか。

○濱江政府委員 これは別に保証事業会社でなければいけないという積極的な理由はございません。法規用語とし

てはできるだけ簡潔な用語を使うこと
を便利とするという建前もございまし
て、保証事業会社あるいは保証事業会
社登録簿、こういう用語を実は使つて

○上林山委員 保証事業会社と言わなければならぬといふ積極的な理由はない、こういうふうに承知していいのでありまするが、もしさうであるならば、これは民法上の会社といい、商法上の会社といい、あるいはその他の法人格を持つた会社といい、明瞭にすることが国民にわかる法律になるのだ、こういう私どもは考え方を持つてありまするが、これは立法上の技術的な統一といふ意味からもそういうふうにあいまいな名目ができるだけ使わない方がよろしい、こういうふうに考えるのであるが、これに対し何ら積極的な、かくしなければならぬという理由を、ただいまの政府委員の説明ではわれ／＼は納得行かないのでするが、この点を明瞭にせられたいのであります。

○滋江政府委員 登録の一條件に規定いたしておりまする通り、これは株式会社でなければならないといふ建前を堅持いたしております。従いまして、この保証事業を営みます会社の法人格は、ただいま私が申し上げた通り商法上の株式会社ということに限定いたして考へておるのでございます。ただそういう点につきまして、趣意を明らかにする意味において、保証事業主体を会社という用語がむしろしかるべきであるという御趣意でござりますが、他の立法例等も參照しつつ一応事業主体を対象とする法律用語として簡潔をたつとぶという趣意によりまして、保証事業会社という字句を使つた、それ以外に他意はないのでございます。

○上林山委員 今の説明であればあるほど、保証事業株式会社とすることが

われ／＼に適当だと考えるのであります。言葉を簡潔にしてわからない規則をつくることは、國民にわからせる法律をつくるという趣旨からいつてわれは賛成できないのであります。これは意見になりますから、委員会は委員会としての考え方を協議したいと用うわけでありますので、これ以上申上げません。

合してのお話であるのか、この点をもう少し明確にもらいたいということ。もう一つは、何がゆえに二社にならなければならないのか。われくの見えるところ中小企業者のこともあり、あるいは全国的なかく下部浸透しない、日の届かない点もあるで、これは数ブロックにわけてもいいんじやないかという考え方を持つのでありまするが、たとえば九州地区あるは関東地区、こういうような意味のま

合してのお話であるのか、この点をう少し明確にしてもらいたいという。もう一つは、何がゆえに二社にならなければならないのか。われくの見えるところ中小企業者のこともあるし、あるいは全国的になか／＼下部浸透しない、日の届かない点もあるで、これは数ブロックにわけてもいいんじゃないかといら考え方を持つのでありまするが、たとえば九州地区あるいは関東地区、こういうような意味の業会社をつくつてもいいんじゃないといふ考え方もあるのでありまするが

合してのお話であるのか、この点をうり少しお話をされたい、というふうに思ふ。もう一つは、何がゆえに二社にならなければならないのか。われわれの業者たるところ中小企業者のこともあるし、あるいは全国的になかへ下部漫透しない、目の届かない点もあるで、これは数プロックにわけてもいんじやないかといふ考え方を持つてあります。

合してのお話であるのか、この点をう少し明確にもらいたいということ。もう一つは、何がゆえに二社にならなければならないのか。われくの企業者の中、あるところ中小企業者のこともあるし、あるいは全国的な下部組織ではない、日の届かない点もあるで、これは数プロックにわけても、なんじやないかという考え方を持つのでありまするが、たとえば九州地区あるいは関東地区、こういうような意味の業会社をつくつてもいいんじやない、という考え方もあるのでありまするが、この二点について伺つておきたいのあります。

合してのお話であるのか、この点をう少し明確にもらいたいという。もう一つは、何がゆえに二社にならなければならないのか。われくのとえるところ中小企業者のこともあるし、あるいは全国的になか／＼下部漫透しない、目の届かない点もあるで、これは数プロックにわけてもいんじやないかといらう考え方を持つのでありまするが、たとえば九州地区あるいは関東地区、こういうような意味の業会社をつくつてもいいんじやないという考え方もあるのでありまするがこの二点について伺つておきたいのあります。

○濱江政府委員 建設業界方面として、いろいろ具体的な関係者との意見についてこの問題を取り上げたかといふところでございますが、御承知のように在全国建設業協会という一つの団

合してのお話であるのか、この点をうり少しお話をうながす。もう一つは、何がゆえに二社にならなければならないのか。われわれの会員企業者の中でもあるところ中小企業者のこともあり、あるいは全国的なつなぐ下部組織透しない、日の届かない点もあるで、これは数プロックにわけてもいんじやないかという考え方を持つてありまするが、たとえば九州地区あるいは関東地区、こういうような意味の建設業会社をつくつてもいいんじゃないという考え方もあるのでありまするが、この二点について伺つておきたいのがあります。

合してのお話であるのか、この点をう少し明確にもらいたいということ。もう一つは、何がゆえに二社にならなければならないのか。われくの企業会社をつくつてもいいんじやないかといふ考え方もあるが、たとえば九州地区あるいは関東地区、こういうような意味で、これは数プロックにわけてもいりませんが、たとえば九州地区ある建設業会社をつくつてもいいんじやないという考え方もあるのでありまするがこの二点について伺つておきたいのあります。

○滋江政府委員 建設業界方面としてどういう具体的な関係者との意見についてこの問題を取上げたかといふとでございますが、御承知のように在全国建設業協会といふの団体がございます。これと東京土木工業会——これは土木建設業者の比較的力なメンバーで構成しておりますがございますが、この二社等におきまして寄り合相談された結果、そ

合してのお話であるのか、この点をもう少し明確にもらいたいということ。もう一つは、何がゆえに二社にならなければならないのか。われわれのところ中小企業者のこともあるし、あるいは全国的なかく下部浸透しない、目の届かない点もあるで、これは数プロックにわけてもいんじやないかという考え方を持つのです。たとえば九州地区あるいは関東地区、こういうような意味の事業会社をつくつてもいいんじやないかという考え方もありますが、たとえばこの二点について伺つておきたいのあります。

合してのお話であるのか、この点をうり少し明確にもらいたいということ。もう一つは、何がゆえに二社にならなければならないのか。われわれの会員企業者のこともあると、ところ中小企業者のこともあるし、あるいは全国的ななかへ下部漫透しない、日の届かない点もあるで、これは数プロックにわけてもいんじやないかという考え方を持つりまするが、たとえば九州地区では関東地区、こういうような意味の業会社をつくつてもいいんじゃないという考え方もあるのでありまするが、この二点について伺つておきたいのあります。

○滋江政府委員 建設業界方面としどういう具体的な関係者との意見についてこの問題を取上げたかといふとでございますが、御承知のように在全国建設業協会といつての団体がございます。これと東京土木工業会——これは土木建設業者の比較的力なメンバーで構成しております。全国二社といふ案が一席出でておるでござります。

第二点の、しかば全国二社に限するのかいかどうかといふ問題でございますが、この二社等におきまして寄り／＼相談された結果、そうち全国二社という案が一席出でておるでござります。

合してのお話であるのか、この点をう少し明確にもらいたいというと。もう一つは、何がゆえに二社にならなければならないのか。われくのうえで、これらは数プロックにわけてもいんじやないかといら考えを持つのであります。たとえば九州地区では関東地区、こういうような意味の業会社をつくつてもいいんじやないという考えもあるのであります。この二点について伺つておきたいのあります。

合してのお話であるのか、この点をう少し明確にもらいたいという。もう一つは、何がゆえに二社にならなければならないのか。われわれのところ中小企業者のこともあるし、あるいは全国的ななかへ下部に浸透しない、目の届かない点もあるで、これは数プロックにわけてもいんじやないかという考え方を持つのです。たとえば九州地区あるいは関東地区、こういうような意味の業会社をつくつてもいいんじやないという考え方もあるのであります。この二点について伺つておきたいのあります。

○薩江政府委員 建設業界方面として、どういう具体的な関係者との意見についてこの問題を取り上げたかといふとでございますが、御承知のように在全国建設業協会といつたの団体会がございます。これと東京土木工業会——これは土木建設業者の比較的力なメンバーで構成しております。でございますが、この二社等におきまして寄り／＼相談された結果、そういう全国二社という案が一応出でござります。

第二点の、しかば全国二社に限するのかいいかどうかという問題でございますが、法律上はこの登録の拠条件に該当しない限りは、信用保証業を営もうとする会社は、いずれも立されることを何ら拒む理由はないでございまして、ただいま御説のよ

合してのお話であるのか、この点をう少し明確にもらいたいということ。もう一つは、何がゆえに二社にならなければならないのか。われわれのところ中小企業者のこともあるまいし、あるいは全国的ななかへ下部漫透しない、目の届かない点もあるで、これは数プロックにわけてもいじやないかという考え方を持つであります。たとえば九州地区あるいは関東地区、こういうような意味の業会社をつくつてもいいんじやない、という考え方もあるのであります。が、この二点について伺つておきたいのあります。

上はこれを拒む必要はない、多々ます

ます弁するというふうに考へておるの

でござります。

○上林山委員 二社に限定するのでは

なくて、法律の趣旨からいつても幾ら

できてもよろしいんだ、こういう答弁

でありますのでこれ以上お尋ねをいた

しませんが、第二條に「この法律において「公共工事」とは、國、日本国有

鉄道、日本専売公社又は地方公共団体

その他の公共団体の発注する土木建築

に関する工事をいい」ところいうふう

になつておりますが、ここで「その他

の公共団体」というのは、どういう種類のもの的具体的にさすのか、それの

説明が願いたいのであります。

○鷲江政府委員 ここにあげてござい

ます「その他の公共団体」として考え

られますのは、土地改良区とかあるいは水害予防組合、すなわち府県、市町

村以外のそしした公共団体がこれに包含されるものと考えております。

○上林山委員 ただいま御説明になつたような団体が加えられているだろう

と思うというような少しあいまいな御答弁であります。これは現実にそうした種類のものをさしておるのかどうか、はつきり御答弁願いたいと思いま

す。

○鷲江政府委員 重ねて申し上げま

す。土地改良区、水害予防組合がこの「その他の公共団体」、その他この法律では府県あるいは市町村以外にこの土地改良区に相当すべき事業団体、こういったものを含むといふうにいたしております。

○西村(英)委員 ちょっとと関連して……。私もその点に触れてみたかったのですが、この法律において公共事

業とは云々ということは、何のためにうたつたのであるか。この公共事業に

は前拂金を出そうということなのか。

もしさうだとすると、国有鉄道、専売

公社等は、この法律の改正をまたなく

でも前拂金が出せると思う。ことに「その他の公共団体」といつて今あげた

ようなものは、この法律をまたなくて

も前拂金が出せるのではないか。また

ないの、保証会社で扱わせる事業でなければ受けないので。つまり保証

会社はできておつても、今言われた公

共事業以外には保証しない、民間のも

のは保証会社に扱わせない、こういう

ことなのかどうか。民間の会社、たとえば私鉄等の工事をやる場合に、請負業者と発注者との間に前拂金の問題があります。その場合に保証会社に頼んでもこれはいいのかどうか。そういう

点に公共事業という定義がかかつて来るわけです。だから前拂金を出させるために、こういう公共事業をうなうたのであるかどうか、もしくは保証会社で

ただいま御指摘になりました刑法の規定は、公務員に関する規定でございまして、本会社の、すなわち保証事業会社の役職員は公務員ではございませんので、刑法の收賄罪の規定の適用はございません。しかしながらこの事業の重大な職責にかんがみて、本法におきまして收賄罪の規定を設けて、そうして適正な運営をさせようというふうに考えて、この規定を設けた次第でござります。

○上林山委員 もちろん刑法にいう收賄罪が、公務員またはその仲裁人に限つておることは私も承知しておるから

の立法例を具体的に示していただきたい

と思います。

○水野説明員 経済関係罰則の整備についてございます。

○上林山委員 金融業に関する法律の條文を、今すぐ見つからぬのであります。最近金融業に對して收賄罪の規定をどういうふうに設けられたか、それが、これは十九年の困難な時期の経済

統制という一連の法律であるのか、これが、二十四年にも改正されている点から、いろいろ疑いを持つてあります

が、これは十九年の困難な時期の経済統制という一連の法律であるのか、この方針を持っているのかどうか、この点を承つておきたいのであります。

○野田国務大臣 上林山委員からお尋ねの経済関係罰則の整備に関する法律の制定のいきさつを、ただいまつまびらかにいたしておりませんので、調べましてお答えいたしたいと思つております。

○上林山委員 收賄罪の規定があるといふ説明を今聞きましたが、比較して、たとえば二年の懲役といふのに匹敵する條文があるのかどうか、伺いたい

いといたします。

○水野説明員 ただいま別表乙号で申しあげました事業者につきましては、

経済関係罰則の整備に関する法律において、「三年以下ノ懲役ニ処ス」こ

して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、これを二年

以下の懲役に処する。」こういう規定

がありますが、これは刑法上の「公

務員又ハ仲裁人其職務ニ關シ賄賂ヲ受

シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルト

キハ三年以下ノ懲役ニ処ス請託ヲ受ケタル場合ニ於テハ五年以下ノ懲役ニ處

まずこの点を伺います。

○水野説明員 お答え申し上げます。

ただいま御指摘になりました刑法の規定は、公務員に関する規定でございまして、本会社の、すなわち保証事業会社の役職員は公務員ではありませんので、公務員に関する規定でございまして、この保証事業会社におきましては、金融に非常に相似

ました信用保証事業を営む会社でございまして、その事業の重大性にかん

がみまして、收賄罪の規定を設けた次第でござります。

○上林山委員 金融業に関する法律の立法例を具体的に示していただきたい

と思います。

○水野説明員 経済関係罰則の整備についてございます。

○上林山委員 その法律の中に、別表甲号と別表乙号とありますて、その別表乙号に、銀行がいろいろと規定されております。たとえば商工組合中央金庫なんかそこに

入つております、漁業会、製造業会、そういうようないろいろな事業者が別表乙号の中で收賄罪の規定をされており

ます。

○上林山委員 收賄罪の規定があるといふ説明を今聞きましたが、比較して、たとえば二年の懲役といふのに匹敵する條文があるのかどうか、伺いたい

いといたします。

○松本委員長 この際日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案、内閣提

をつくるということがはたして妥当なやり方であるのかどうか、この点について、これと匹敵する事業で、そういう

年でございますので、金融業等よりは軽くこれをいたしております。

○上林山委員 建設大臣に政府側の意

見を聞きたいのですが、もちろん立法府であるわれくが考えるべき問題でありますけれども、参考に伺い

たいのは、経済関係罰則の整備に関する法律、これは昭和十九年二月十日に施行は昭和十九年四月二十日、こういうようになつております。

○水野説明員 願つておきたいと思います。

○水野説明員 たとえば金融業につきましては、同じような收賄罪の規定が設けられておりまして、この保証事業会社におきましては、金融に非常に相似

ました信用保証事業を営む会社でございまして、その事業の重大性にかん

がみまして、收賄罪の規定を設けた次第でございます。

○上林山委員 金条文を、今すぐ見つからぬのであります。最近金融業に對して收賄罪の規定を設けられたか、それが、これは十九年の困難な時期の経済

統制という一連の法律であるのか、これが、二十四年にも改正されている点から、いろいろ疑いを持つてあります

が、これは十九年の困難な時期の経済統制という一連の法律であるのか、この方針を持っているのかどうか、この点を承つておきたいのであります。

○野田国務大臣 上林山委員からお尋ねの経済関係罰則の整備に関する法律の制定のいきさつを、ただいまつまびらかにいたしておりませんので、調べましてお答えいたしたいと思つております。

○上林山委員 ただいま別表乙号で申しあげました事業者につきましては、

経済関係罰則の整備に関する法律において、「三年以下ノ懲役ニ処ス」こ

ういうような規定になつております。

○上林山委員 従いまして本法におきます收賄罪は二以下の懲役に処する。」こういう規定

がありますが、これは刑法上の「公

務員又ハ仲裁人其職務ニ關シ賄賂ヲ受

シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルト

キハ三年以下ノ懲役ニ処ス請託ヲ受ケタル場合ニ於テハ五年以下ノ懲役ニ處

まずこの点を伺います。

○水野説明員 お答え申し上げます。

ただいま御指摘になりました刑法の規定は、公務員に関する規定でございまして、本会社の、すなわち保証事業会社の役職員は公務員ではありませんので、公務員に関する規定でございまして、この保証事業会社におきましては、金融に非常に相似

ました信用保証事業を営む会社でございまして、その事業の重大性にかん

がみまして、收賄罪の規定を設けた次第でござります。

○上林山委員 金条文を、今すぐ見つからぬのであります。最近金融業に對して收賄罪の規定を設けられたか、それが、これは十九年の困難な時期の経済

統制という一連の法律であるのか、これが、二十四年にも改正されている点から、いろいろ疑いを持つてあります

が、これは十九年の困難な時期の経済統制という一連の法律であるのか、この方針を持っているのかどうか、この点を承つておきたいのであります。

○野田国務大臣 上林山委員からお尋ねの経済関係罰則の整備に関する法律の制定のいきさつを、ただいまつまびらかにいたしておりませんので、調べましてお答えいたしたいと思つております。

○上林山委員 收賄罪の規定があるといふ説明を今聞きましたが、比較して、たとえば二年の懲役といふのに匹敵する條文があるのかどうか、伺いたい

いといたします。

○松本委員長 この際日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案、内閣提

出第一大四号を議題とし、前会に引続
き質疑を続行いたします。
ただいま鍛冶良作君より委員外の発
言を求められましたが、これを許すに
御異議ありませんか。

〔「異議ねし」と呼ぶ者あり〕

○松本委員長 御異議なしと認め、そ
れでは鍛冶君の御質疑を願います。鍛

○治良作類。

別調達庁側の意見を昨日承つたのであ

りますが、これにもつとも緊連の深い法務府側の意見を承りたいと思うので

あります。この提案理由を承り、また法薬を見ますると、主として使用をす

ることを目的とし、収用をなるべく避けようが叶はつて居つたのである。

ける方針であると承っております。これは私は所有権を剥奪するということ

よりも、さしあたたつて必要なものを

という意味であろうと思ひますので、

これがいいことだと思つたがその上において特に注意せなければならぬの

は、この使用及び收用は、永続的のものというよりも、駐留軍の駐留中だ

けということに限定されておりまするがゆえに、所有権の效用ばかりを使用を

われるのですますか、この点は法務府はどうお考えになつております

○林政府委員　法務府といへどもしまし

て、この法案の立法審議についてとり

ました態度についてお答え申し上げます。これはただいま鍛冶議員からお

話がございました通り、土地收用法は御承知のようだ、大体土地の收用とい

うことを原則といたします。使用は特に例外的な規定といたしております。

ところががとの駐留軍関係の用に土地を提供いたすということは、これは駐留軍の存在がもとより條約上も恒久的目的でございません。そういう意味におきてはございません。その所有権の方の制限ということは、非常に重大なことでございまして、やはりその所有権の制限は、その目的の範囲内に限らるべきである。こういう考え方から、やはりどうしてもそこを收用法にすれば、その目的は達せられないといふ場合を除いては、法律的には使用というのが原則ではなかろうか。こういう二点を考えて、土地收用法では收用または使用となつておりますが、この法律では使用または收用と、それをひとつくりかえしまして、その気持を現わしておるわけであります。ただそれにつきましては、駐留軍関係に土地を提供いたします場合に、その提供されます土地をどう使われるか。たとえば農地が飛行場のような半永久的な土地の形質の変更がある。従いまして、将来これは相当長い期間にもわたると思われますし、またそれがかりに使用が解除されました場合においても、容易に原状回復ができるものもない。そういうふうないろいろの事情がございまして、むしろこの際は土地の所有者の利益を考えれば、あるいは所有者の希望を考えれば、收用の方がいいといふ場合もあります。またそれがかりに使用を止めました場合には使用、いかなる場合には收用とまでは書かなかつて、必ずいかなる場合には使用、いわゆる議員の仰せられたことを根拠といな

○鐵設賣作署 留軍の必要の場合だけにその権利を剝奪といふよりか、押えておくと見てよい。従つて駐留軍が不要になつた場合は、元の通りにもどしてやるといふことが原則ではなかろうかと思ひます。が、これはいかがですか。

○林政府委員 これはこの法案をどうんになればわかりますように、この第十一條に駐留軍の用に供しておりました土地を返還する場合の措置が書きはあるわけでござりますが、この書き方から考えまして、あるいは土地收用法の原則から考えましても、その点はお説の通りでございます。ただいろいろの駐留軍の使用の關係におきまして、普通の土地收用法の使用であれば、その使用はもとより收用を必要としない場合の使用が多いわけでありまして、收用はもう権利をすつかりとつてしまふわけでございますから、そこにいかような土地の形質の変更ということも当然考えられるわけでありますが、土地收用法の上で使用的場合には、当然その土地をそのままに使用するのが一体原則だと思ひます。ところが駐留軍の関係につきましては、同じ使用と申しましても、相当そこに土地の形質の変更といふことが考えられるわけであります。たとえば相当建物を横様がえるとか、あるいは土地をすつかり掘り返して別の用途に供してしまふとか、そういう場合があります。そういう場合が起るわけであります。そういう場合には、その原状のまま返還できぬといふことも、この法案では特に規定いたしておるわけでございます。原則は、

もちろん原状回復ということが使用した場合の原則であるということは当然であろうと思いますが、そういういろいろの理由がございまして、この第十一条では、原状回復をしない場合のこと規定しておるのでございます。

○鐵治良作君 や、もの形でなく、私は権利のことを言つておる。具体的に例を一つ申しましよう、土地でも家でもよろしいのでござりますが、所有者と賃借人と違つておる。そこでその土地の使用だけをとろうとするときには、賃借権なり使用権なりをなくしてとられるのか、賃借権は賃借権のあるまで、賃借権者から使用をとられるのか、この点なんです。法律の権利関係を聞いておる。

○林政府委員 この点はこの新しいただいまの法案におきましても、大体いろいろの権利関係の処置につきましては、土地收用法を準用いたしております。大体土地收用法の原則によつておるわけであります。土地收用法の第一百一條第二項に規定があるわけでございますが、土地に使用権を設定いたしました場合、その場合におきましては、その使用期間中はその土地を使用する権利等は、使用権を設定した場合に取得するわけでございます。その他そこにございます権利は、その使用権を妨げる範囲内におきましては、行使ができないわけでございます。しかしながらその間そういうことができないといふだけでありますて、これを権利がどうなるというものではございませんで、その権利は本来もとありました権利のまま続いておるわけでございます。ただ使用が制限されておる。こういうことでございます。

○銀治農作君 そなうすると、もつと具体的に承りますと、家の場合を言いましょう。所有者があつて、借家人がおる。その家を使り。こうしますと、借家人からまた借りせられるのですか。それとも所有者から直接に借りて、その占有をとられるのですか。

○林政府委員 これはやり方として、は、両方可能であろうと存じます。しかしやはりこれを土地なり建物を使う者の立場から言えば、やはり権利の確実なものから借りるということが、どうしても必要だらうと思います。権利関係のはつきりしたものと契約するといふことが、これが普通の考え方ではなかろうかと思います。方法としては、兩方あり得ると思ひます。

○鍛冶良作君 私の聞くのは、一時やむを得ざるがゆえに駐留軍の必要な間だけその権利を押えようとするのです。から、それがなくなつたら元へもどすのだ、こうすれば、元の借家人へもどしてやるというのが本則でなければならぬ、その点を言つておるのであります。だから、そのときは借家人から借りられるのだろうと思うのだが、それが借家人から借りられるものとすれば、借家人からまた借りりして、そして借家権があると認めて、借家人へ代價の賃料、損害金を渡すのがほんとうじやないか、こういふような具体的なことを聞いています。

○林政府委員 おつしやることはわかれましたが、かりに建物の場合でも、建物をたれか借りておる場合、その建物を使用いたしたいという場合には、その建物の所有権者と契約いたしまして、そこに使用権を設定するということが当然一つの方法として考えられる

不公正であるとか、いうことが言えますか、実際において。そこで私はこの疑問を持つて質問するのです。

○最高政治委員 現在におきまして、も、予備作業班におきまして、向うの要求と日本側の希望とをつき合せまして、どの建物を使うか、どの土地を使うかということを協議いたしておる次第でございまして、單に駐留軍側からこれまでございましたといつて、そのまま引下るわけではございません。ただここに三條を設けましたのは、合同委員会なり作業班で決定いたしましたのは、その土地を使うことが妥当だという決定をいたしますけれども、これを実際に所有者から借りるなり收用いたしますにつきまして、強制力まで用いるべきかどうかということは、合同委員会で決定いたす筋合いでございません。従いまして、実際の措置といたしましては、さような事情が判明いたしますならば、事務当局といふならば、強制力を用いなければなりません。そのためには、所有者なり権利者と相手の折衝を重ねまして、しかもその同意が得られないということができます。たしましては、所有者なり権利者と相手の折衝を重ねまして、しかもその同意が得られないということができます。たしたまに、何かほかにいいところはありますかと、こう尋ねたときに、考えてみると、ということなんですか。それとも、いや、お前の申出は不合理である、不公正である、こういろいろくつ

で言う意味ですか。これはどうも今私の言うこと以外には考えられないのです……。

いうことを前提といたしましても、原状回復は一応の原則であろうとは存じます。ただそこに書いてござりますのは、先ほど申しましたように、駐留軍の関係の使用におきましては、相当その普通の場合の使用と違いまして、原状を変更することが予想されるわけでござります。そういう場合におきまして、そこで特にその土地がよくなつておる、建物がよくなつておる——よくなつたかどうかということは、もちろん客観的に判断すべきものでありますて、主觀的な判断じやないのでござりますが、客観的に判断いたしましてよくなつておる、それをわざ／＼こわして元通りにして返すということは、国民経済的に見ても、もちろんとるべきことじやないと思われます。たとえば焼けビルがすつかり回復されている場合に、それをまた焼けビルにして返すこということは、これは国民経済的に看くいう必要はないからうと思ひます。そういうふうふうに原状に回復しないでも、有効かつ合理的にそれを新しい形で、使用されたときの形で使い得るというふうに認められる、これはもちろん縦理大臣の一方的な判断ではございませんで、客観的にそういう判断ができる状態にあるという場合にはできるということをごぞいます。従いまして、たとえば政府といたしまして、これは有効かつ合理的であると認めてそれをとりまして、それに対して異議があればもちろん法律に基く異議の申立てもできますし、あるいは訴訟で法律問題として争うこと、もちろん法断の基準をここに書いておるつもりでござります。

○鐵治良作君 まあそれはその程度でやめましよう。この附則の第二の終りの方に、九十日の間に話ができるなかつ

これは契約上で使つておるものがある。これにつきましては、その契約の解釈上、やはり平和條約の第五條でござりますが、六條でございましたか、九十九日間いられるという根據から申まして、やはり九十日間は一応、いわゆる占領軍が、もちろん日本に対し、占領管理はいたしませんけれども、いわゆる占領軍が、いろいろの状態である。こうしたことでの契約の解釈上、なお九十日間は続く、こう考へて、それを前提といたしましてこの條文ができております。

昭和二十七年四月二十八日印刷

昭和二十七年四月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所